

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

財務大臣 麻生 太郎

財務省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

財務省行政文書管理規則（平成23年財務省訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。